

■ 総論

【背景】

- 平成29年5月 自転車活用推進法(以下、「推進法」という)施行
- 平成30年6月 推進法第9条に基づく、自転車活用推進計画が閣議決定
- 近年、健康志向や環境意識の高まりから、自転車利用ニーズは拡大傾向

【県計画の位置付け】

- 和歌山県の自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として、推進法第10条(計画を定めるよう努めなければならない)に基づき、策定

【計画期間】

- 2020年度末までの2ヶ年(国の自転車活用推進計画に準ずる)

■ 目標及び実施施策

目標① 安全で安心な自転車通行空間の確保

【現状】

- ◆ 自歩道内で、自転車と歩行者が混在することで、歩行者の危険が懸念
- ◆ 自転車は車道通行が原則であるが、通行空間が確保されていないため、自転車が危険な状況
- ◆ 自転車事故の約3割が自転車運転者の法令違反等が原因

【課題】

- ◆ 安全な自転車通行空間の整備
- ◆ 交通ルールの周知、安全教育の推進

【施策】

- ◆ 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備推進
- ◆ 県民の安全意識の向上に資する広報啓発活動、交通安全教育・指導の推進
- ◆ 自動車通勤からの転換による健康づくりの推進
- ◆ 自転車の利用促進による環境負荷軽減
- ◆ 災害時における自転車活用の推進



自転車・歩行者が混在する自歩道 自転車走行が危険な道路

【自転車安全利用五則】
 ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外、② 車道は左側を通行
 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 ④ 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
 ⑤ 子どもはヘルメットを着用
 [平成19(2007)年7月10日警察庁交通対策本部決定]

○ 将来を見据えた整備のイメージ

整備形態	通行空間の分離形態		本県の実情に応じた段階的な整備形態
	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在+自歩道
イメージ	※構造的な分離 	※視覚的な分離 	
			ゴム製ポールや路面表示などによる歩行者と自転車の分離 グレーチングの補修や路面表示による通行空間の確保

目標② 『サイクリング王国わかやま(WAKAYAMA8∞)』の推進による観光立県の実現

【現状】

- 『サイクリング王国わかやま』の実現に向け取組中
- ◆ ブルーラインなどの路面表示については、概ね設置、引続き案内の充実や自転車が安全に通行できる空間の確保が必要
- ◆ 「サイクルステーション」や「サイクリストに優しい宿」などさらなる受入環境の充実、国内外に向けた情報発信が必要

【課題】

- ◆ 安全で快適なサイクリング環境の充実
- ◆ サイクルツーリズムの推進による観光客の誘致拡大



サイクルステーション

【施策】

- ◆ 安全で快適なサイクリング環境の充実
 - ・ 利便性や安全性を備えたサイクリングロードの整備を推進
 - ・ 「サイクリング」と「旅」を結びつける施策の実施
 - ・ サイクリングを活用した地域振興
 - ・ 近隣府県との連携による広域サイクリングロードの活用推進(WAKAYAMA8∞、太平洋岸自転車道、京奈和自転車道)



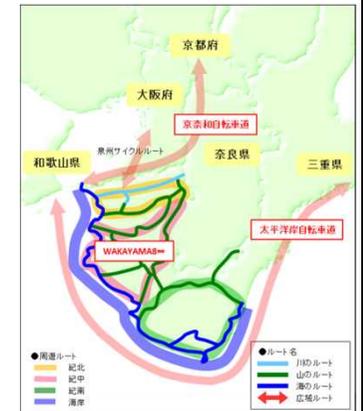
サイクリストに優しい宿



海のサイクリングロード(一般道路)



川のサイクリングロード(自転車歩行者専用道路)



広域サイクリングロード

- ◆ 自転車と公共交通機関との連携
- ◆ 自転車の活用による県民の健康の保持増進